

応援
します!

在宅ワーク

在宅ワーク とは

パソコンやインターネットなどのIT（情報技術）を活用し、請負契約に基づいて在宅で行う仕事のことで、「データ入力」「テープ起こし」「ホームページ作成」「翻訳」「設計・製図」などがあります。

厚生労働省では、在宅ワーカーが安心して契約し仕事を行うことができるなど、在宅ワークの環境をよりよくするために、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知や在宅就業者総合支援事業など、さまざまな施策を行っています。

在宅ワークを 発注する方

在宅ワークの契約をするときは、**ガイドライン**を守りましょう。

契約後のトラブルを未然に防止し、在宅ワーカーが安心して仕事ができるようにするため、在宅ワークの契約の際には**ガイドライン**（「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」）を守るよう努めましょう。

〈ガイドラインの概要〉

- ① 契約条件の文書明示（電子メール含む）およびその保存
- ② 契約条件の適正化：報酬の支払い、納期、継続的な注文を打ち切る場合における事前予告、契約条件の変更についての協議など
- ③ その他：注文者の協力、個人情報の保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、担当者の明確化、苦情の自主的解決など



在宅ワークを お探しの方

「うまい話」にご注意ください！
それは、**インチキ内職**かもしれません！



在宅ワークを紹介するといった、事前に高額な登録料、講習料、教材費の支払いなどを要求する業者には十分注意しましょう。

また、誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるなどの「うまい話」は、普通あり得ません。

簡単な作業で
誰でもすぐに
高収入！

簡単な講習を
受講した後は、
お仕事をたくさん
紹介します！

契約条件は十分に確認し、内容は契約書などの書面できちんともらいましょう。

「インチキ内職」の被害に遭わないためには、在宅ワークを希望する方ご自身の注意が何よりも肝心です。

厚生労働省では、適正な在宅就業を推進するため、以下の冊子を作成しています。
在宅ワークについての情報を幅広く掲載していますので、ぜひご覧ください。

- 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン（発注者向け）
- 在宅ワーカーのためのハンドブック（在宅ワーカー向け）

詳しくは、厚生労働省ホームページから → [在宅ワークガイドライン](#)

検索



厚生労働省

在宅就業者総合支援事業のご案内

(平成25年度は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社へ事業委託)

在宅ワークに携わる方々を対象に、次のような支援を行っています。

1 在宅ワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

「ホームワーカーズウェブ」では、在宅ワーク初心者から仕事を続けてキャリアアップしたい方、在宅ワークを発注したい方まで、役立つ情報を提供しています。

「在宅ワークの業務トレンド」や「必要なスキル」、「仕事獲得に取り組むまでの基本的な流れ」等、在宅ワークを始めたい方向けの有益な情報を掲載しています。

「セミナーの動画」を掲載しています。

The screenshot shows the homepage of HOME WORKERS WEB. Callouts highlight several key features:

- 「在宅ワークについて」**: A menu item for general information about home work.
- 「在宅ワークの業務トレンド」**: A callout pointing to the 'New Information' section, which lists recent seminars and their video recordings.
- 「在宅ワークのキャリアアップ」**: A callout pointing to the 'Career' section, which includes articles on job examples and career design.
- 「在宅ワークのセミナー」**: A callout pointing to the 'Seminar Information' section, which lists upcoming seminars.
- 「在宅ワークに関する動画」**: A callout pointing to the 'Video Corner' section, which features recorded seminar videos.
- 「在宅ワークに関する疑問等を解決するために」**: A callout pointing to the 'Consultation Room' section, which includes a FAQ and a consultation window.
- 「Twitter・Facebookで更新情報を発信しています。」**: A callout pointing to the social media feeds on the right side of the page.



<http://www.homeworkers.jp>

2 相談窓口の設置

電話でも、ネットでも受け付け

在宅ワークを始めるにあたっての基本情報や注意点、在宅ワークを始めて間もない方の悩みなど、各種相談を、電話とインターネット（ホームワーカーズウェブ）で受け付けています。

（仕事のあっせんは行っていません）

電話 0570-020-050 (10:00 ~ 17:00) ※土日祝、年末年始を除く

インターネット <http://www.homeworkers.jp/contact/contact.html>

このリーフレットに関するお問い合わせは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課 (03-5253-1111 (7856)) まで。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。